

# 「企業型」と「個人型」の比較

## 企業型

### 「適格退職年金」に近い制度のイメージ

- 1) 制度の設立・運営は企業  
ある企業が単独で設立することも、複数企業が集まって一つの制度を設立することも可能
- 2) 制度の対象となるのは原則として全従業員  
合理的な理由があれば、対象者を限定することも可能
- 3) 掛金の負担は企業  
従業員が企業掛金に上乗せして拠出することはできない
- 4) 企業の拠出は全額損金算入できる
- 5) 資産の運用は予め指定された商品の中で  
従業員各自が実践する
- 6) 制度開始に過半数以上の従業員(労働組合)との  
合意が必要

## 個人型(従業員の場合)

### 「財形年金」に近い制度のイメージ

- 1) 制度の設立・運営は国民年金基金連合会  
実際の取扱いは委託を受けた金融機関
- 2) 制度に加入できる従業員の資格要件  
勤務している企業が企業年金を実施していない  
かつ「企業型」確定拠出年金を実施していない
- 3) 従業員の掛金は給与から天引きされる  
天引きした掛金は預金口座から自動振替  
個人払い込みも可能
- 4) 掛金の税務上の取扱いは非課税  
全額所得控除の対象
- 5) 資産の運用は予め指定された商品の中で  
従業員各自が実践する
- 6) 契約先は従業員が任意に選択する

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。